
2022年度

税制改正の概要

目次

第1章 個人所得課税	6
(1) 住宅ローン控除制度の見直し・延長	6
① 改正内容.....	6
② 住民税の取扱い.....	7
③ 確定申告等手続き等の見直し.....	7
(2) 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し・延長	8
① 制度の概要.....	8
② 改正内容.....	8
③ 適用時期.....	8
(3) 既存住宅の改修をした場合の所得税額の特別控除の見直し・延長	8
① 制度の概要.....	8
② 改正内容.....	9
③ 適用時期.....	9
(4) 居住用財産の買替え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の延長	9
① 制度の概要.....	9
② 改正内容.....	9
(5) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の延長	10
① 制度の概要.....	10
② 改正内容.....	10
(6) 特定の居住用財産を買い換えた場合等の長期譲渡所得の課税の特例の延長	10
① 制度の概要.....	10
② 改正内容.....	10
(7) 新NISA制度の見直し	11
① 新NISAの概要.....	11
② 改正内容.....	11
(8) 上場株式等の配当等につき総合課税の対象となる大口株主等の判定要件の見直し	12
① 改正前の内容.....	12
② 改正内容.....	12
③ 適用時期.....	12

(9)	記帳義務を適正に履行しない納税者への対応策の創設	13
①	制度の内容	13
②	適用時期	13
(10)	個人住民税の上場株式の配当・譲渡所得に係る課税方式の見直し	14
①	上場株式等の配当等の課税方式	14
②	適用時期	14
(11)	財産債務調書制度の見直し	14
①	財産債務調書の提出義務者の追加	14
②	財産債務調書及び国外財産調書の提出期限の延長	14
③	適用時期	14
第2章 資産課税		15
(1)	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長及び見直し	15
①	適用期限の延長	15
②	非課税限度額の見直し	15
③	適用対象となる既存住宅用家屋の要件の見直し	16
④	受贈者の年齢要件の見直し	16
⑤	留意事項	16
⑥	適用時期	16
(2)	法人版事業承継税制における特例承継計画の確認申請書の提出期限の延長	16
①	改正内容	17
②	留意事項	17
(3)	相続税に係る死亡届の情報等の通知の見直し	17
①	戸籍等の副本に記録されている情報の通知	17
②	固定資産課税台帳の登録事項等の通知	17
③	適用時期	17
(4)	信託に関する受益者別（委託者別）調書の記載方法の見直し	18
①	信託に関する受益者別（委託者別）調書	18
②	適用時期	18
(5)	土地に係る固定資産税等の負担調整措置の見直し	18
①	土地に係る固定資産税等の負担調整措置の見直し	18
(6)	住宅用家屋の登録免許税の軽減措置等の延長	19
①	改正内容	19
②	税率表	20

③ 留意事項	20
(7) 印紙税の特例措置等の延長.....	21
① 不動産売買契約書の印紙税の軽減措置の延長	21
② 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長	21
第3章 法人課税.....	22
(1) 大企業向けの賃上げ及び投資の促進に係る税制の改正.....	22
① 改正内容	22
② 大規模事業者への追加要件	22
③ 上乗せ要件	22
④ 改正前後比較.....	23
⑤ 適用時期	23
(2) 中小企業向けの賃上げ税制の改正	24
① 改正内容	24
② 適用時期	24
(3) オープンイノベーション税制の拡充.....	24
① 改正内容	24
② 適用時期.....	25
(4) 地方拠点強化税制の見直し.....	25
① 制度の概要	25
② 改正内容	26
(5) 5G 投資促進税制の見直し.....	27
① 改正内容	27
② 適用時期.....	27
(6) グループ通算制度の見直し.....	28
① 改正内容	28
② 改正の概要	28
(7) その他の税制改正	30
① 法人事業税付加価値割における人材確保税制の見直し.....	30
② 特定税額控除規定の不適用措置の拡充.....	30
③ みどりの食品システム戦略に向けた税制上の措置の創設	31
④ 交際費の損金不算入制度の延長.....	31
⑤ 資本金の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法の見直し	32

⑥	固定資産の取得後に補助金等の交付を受けた場合の圧縮記帳制度の明確化.....	32
⑦	一括償却資産及び中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入制度の見直し.....	32
⑧	完全子会社等の配当に係る源泉徴収の見直し.....	33
第4章 消費課税.....		34
(1)	適格請求書等保存方式制度に係る改正等.....	34
①	適格請求書等保存方式制度.....	34
②	適格請求書発行事業者の登録申請のスケジュール.....	35
③	インボイス経過措置期間における棚卸資産に係る消費税額の調整の規定の見直し...	35
④	その他の改正.....	36
(2)	輸出物品販売場制度の見直し.....	38
①	免税購入対象者の範囲の見直し.....	38
②	旅券情報の提供等の見直し.....	38
③	適用時期.....	38
(3)	その他（その他の間接税）.....	39
①	自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設改正の内容.....	39
②	航空機燃料税の税率の見直し.....	39
③	沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止等.....	40
第5章 国際課税.....		41
(1)	過大支払利子税制の見直し.....	41
①	制度の概要.....	41
②	改正内容.....	41
③	適用時期.....	42
(2)	子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置（子会社株式簿価減額特例）の見直し.....	42
①	制度創設の背景.....	42
②	改正内容.....	42
③	適用時期.....	42
(3)	外国税務当局との情報交換における手続きの整備.....	43
第6章 納税環境整備.....		44
(1)	帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備.....	44
①	対象となる修正申告等.....	44
②	加重される場合と加重割合.....	44
③	対象となる帳簿.....	45

④ 適用時期	45
(2) 地方税務手続きのデジタル化	45
① eLTAX を通じた申告・申請に係る対象手続の拡大	45
② eLTAX を通じた電子納付の対象税目の拡大	45
③ eLTAX を通じた電子納付に係る納付手段の拡大	46
④ 適用時期	46
(3) 個人番号カードを利用した e-Tax の利便性の向上	46
① 改正前の内容	46
② 改正内容	46
③ 適用時期	46
(4) 添付書面等記載事項の提供方法の見直し	47
① 相続税申告での添付書類提出方法の追加・除外	47
② 法人税及び地方法人税申告での磁気テープによる添付書類提出の廃止	47
③ 適用時期	47
(5) 国によるタイムスタンプ認定制度創設に伴うスキャナ保存制度等の整備	47
① 適用時期	47
(6) 電子取引データの保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備	48
① 改正内容	48
② 適用時期	48

第1章 個人所得課税

概要

- 住宅ローン控除制度の適用期限が4年延長されます。
- 認定住宅の新築等をした場合の所得税の特別控除の適用期限が2年延長されます。
- 既存住宅の改修等をした場合の所得税の特別控除の適用期限が2年延長されます。
- 居住用財産の買替え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年延長されます。
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年延長されます。
- 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例が2年延長されます。
- 令和6年1月1日以後にスタートする「新NISA制度」が見直されます。
- 上場株式等の配当等について、総合課税の対象となる大口株主等の判定要件が見直されます。
- 記帳義務を適正に履行しない納税者への対応策が講じられます。
- 個人住民税において、上場株式の配当・譲渡所得に係る課税方式を所得税と一致させる見直しが行われます。
- 財産債務調書制度の提出義務者が追加されるなどの見直しが行われます。

(1) 住宅ローン控除制度の見直し・延長

- 改正の内容
 - ①住宅ローン控除制度が一定の見直しがされた上で、令和7年12月31日入居分まで4年延長されます。
 - ②住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除できない額は、一定額を限度として住民税から控除されます。
 - ③令和5年1月1日以後に住宅ローン控除の適用を受ける場合には、確定申告の際に提出しなければならない書類の一部が不要となりました。

① 改正内容

- ・省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額が上乘せされます。
- ・控除率が0.7%（改正前：1%）に引き下げられます。
- ・控除期間が新築住宅及び買取再販住宅については13年（入居が令和6年・7年の「その他の住宅」については10年）に上乘せされ、既存住宅については10年とされます。

- ・令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅等のうち、一定の省エネ基準を満たさない住宅については住宅ローン控除制度が利用できなくなりました。
- ・所得要件が合計所得金額2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）に引き下げられます。

控除率		一律0.7%	<入居年>		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅			5,000万円			4,500万円
		ZEH水準省エネ住宅			4,500万円			3,500万円
		省エネ基準適合住宅			4,000万円			3,000万円
		その他の住宅			3,000万円			0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅			3,000万円			
		その他の住宅			2,000万円			
控除期間	新築住宅・買取再販	13年（「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年）						
	既存住宅	10年						
所得要件		2,000万円						
床面積要件		50㎡（新築の場合、2023年までに建築確認：40㎡（所得要件：1,000万円））						

（出典：国土交通省資料）

② 住民税の取扱い

住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除できない額を、翌年分の住民税から所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）を限度に控除できるとされました。

	改正前	改正後
居住年	H26～R3	R4～R7
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 7%（最高13.65万円）	所得税の課税総所得金額等の 5%（最高9.75万円）

③ 確定申告等手続き等の見直し

令和5年1月1日以後に住宅ローン控除を受ける者は、確定申告の際に、借入金の年末残高証明書及び新築工事の請負契約書写し等の添付が不要となりました。ただし、確定申告期限から5年間は保存が必要となります。

また、年末調整の際には、借入金の年末残高証明書の添付が不要となりました。

(2) 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し・延長

● 改正の内容

認定住宅の新築等をした場合の所得税の特別控除（投資型減税制度）について、対象住宅に ZEH 水準省エネ住宅が追加され、適用期限が 2 年延長されます。

① 制度の概要

個人が、一定の認定住宅を取得等し、居住の用に供した場合には、その認定住宅等の床面積に応じて算出した一定の金額をその年分の所得税から控除することができます。

② 改正内容

対象住宅に ZEH 水準省エネ住宅が追加され、適用期限が 2 年延長されます。

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率
令和 4 年・ 令和 5 年	認定住宅 ZEH 水準省エネ住宅	650 万円	10%

(出典：令和 4 年度税制改正大綱)

③ 適用時期

令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合に適用されます。

(3) 既存住宅の改修をした場合の所得税額の特別控除の見直し・延長

● 改正の内容

- ①住宅耐震改修特別控除について、一定の見直しがされ、2 年延長されました。
- ②住宅特定改修特別税額控除について、一定の見直しがされ、2 年延長されました。

① 制度の概要

イ. 住宅耐震改修特別控除

個人が、自己の居住の用に供する家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限る）について住宅耐震改修をした場合に、一定の金額をその年分の所得税から控除することができます。

ロ. 住宅特定改修特別税額控除

個人が、自己が所有している居住用家屋について、一定の省エネ改修工事を行った場合において、その家屋をその者の居住の用に供しているときは、一定の金額をその年分の所得税から控除することができます。

② 改正内容

以下の見直しがされ、適用期限が令和5年12月31日まで2年延長されます。

下記の図の「必須工事」について対象工事限度額の範囲内で一定金額の10%を所得税から控除し、さらに、必須工事の対象工事限度額を超過する部分及びその他のリフォームについても、その他工事として必須工事全体に係る一定金額の5%を所得税から控除できます。

必須工事			その他工事			最大控除額 (必須工事とその他工事合計)
対象工事 (いずれか実施)	対象工事限度額	控除率	対象工事	対象工事限度額	控除率	
耐震	250万円	10%	必須工事の対象 工事限度額超過 分及びその他のリ フォーム	必須工事に係る 標準的な費用相当額と 同額まで(※2)	5%	62.5万円
バリアフリー	200万円					60万円
省エネ	250万円(350万円※1)					62.5万円(67.5万円※1)
三世帯同居	250万円					62.5万円
長期優良 住宅化	耐震+省エネ+耐久性 500万円(600万円※1)					75万円(80万円※1)
	耐震or省エネ+耐久性 250万円(350万円※1)	62.5万円(67.5万円※1)				

※1 カッコ内の金額は、太陽光発電を設置する場合

※2 最大対象工事限度額は必須工事と併せて合計1000万円が限度

(出典：国土交通省資料)

③ 適用時期

令和4年1月1日から令和5年12月31日までに工事が完了し、居住の用に供した場合に適用されます。

(4) 居住用財産の買替え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の延長

● 改正の内容

居住用財産の買替え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年延長されます。

① 制度の概要

マイホーム(旧居宅)を売却して、新たにマイホーム(新居宅)を購入した場合に、旧居宅の譲渡による損失(譲渡損失)が生じたときは、一定の要件を満たすものに限り、その譲渡損失をその年の給与所得や事業所得など他の所得から控除(損益通算)することができます。さらに、損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失は、譲渡の年の翌年以後3年以内に繰り越して控除(繰越控除)することができます。

② 改正内容

適用期限が令和5年12月31日まで2年延長されます。

(5) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の延長

● 改正の内容

特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年延長されます。

① 制度の概要

住宅ローンの残るマイホームを住宅ローンの残高を下回る価額で売却して損失（譲渡損失）が生じたときは、一定の要件を満たすものに限り、その譲渡損失をその年の給与所得や事業所得など他の所得から控除（損益通算）することができます。さらに、損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失は、譲渡の年の翌年以後3年間繰り越して控除（繰越控除）することができます。

② 改正内容

適用期限が令和5年12月31日まで2年延長されます。

(6) 特定の居住用財産を買い換えた場合等の長期譲渡所得の課税の特例の延長

● 改正の内容

特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限が2年延長されるとともに、買換資産に追加の要件が加えられます。

① 制度の概要

所有期間が10年を超える特定のマイホームを売って、代わりのマイホームに買い換えたときは、一定の要件のもと、譲渡益に対する課税を将来に繰り延べることができます。

② 改正内容

イ. 買換資産の要件の追加

買換資産が、令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅（登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のもを除く）又は建築確認を受けない住宅で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のものである場合には、一定の省エネ基準を満たすことが要件として追加されました。

ロ. 適用期限の延長

上記イの要件が追加された上で、適用期限が令和5年12月31日まで2年延長されます。

(7) 新NISA 制度の見直し

● 改正の内容

令和6年1月1日以後にスタートする「新NISA」の利便性を高めるために要件緩和が行われます。

① 新NISAの概要

現行のNISAは令和5年12月31日までに終了し、令和6年1月1日以後は新たなNISA制度がスタートします。

	新たなNISA		つみたてNISA
	特定累積投資勘定	特定非課税管理勘定 ^(注)	
口座開設可能期間	1階部分 令和6年～令和10年	2階部分	平成30年～令和24年
非課税投資額	年間20万円を上限	年間102万円を上限	年間40万円を上限
投資方法	定期的かつ継続して投資	制限なし	定期的かつ継続して投資
非課税期間	最長5年間、配当等・譲渡益が非課税		最長20年間、配当等・譲渡益が非課税
非課税投資総額	最大610万円(122万円×5年間)		最大800万円(40万円×20年間)
投資対象商品	上場投資信託(ETF)・ 公募株式投資信託	上場株式・上場投資信託(ETF)・ 公募株式投資信託など	上場投資信託(ETF)・公募株式投資信託

(注) 特定非課税管理勘定(2階部分)において投資する場合には、事前(その投資する日以前6ヶ月以内)にその年の特定累積投資勘定(1階部分)において投資している必要があります。ただし、これまでにNISA口座を開設していた者など一定の者は2階部分だけを利用することができます。

(国税庁資料を一部修正・加筆)

② 改正内容

新NISAでは、過去6ヶ月以内に1階部分で積立投資を行っていないと、2階部分での投資を行うことができないこととなっており、この1階部分での積立投資の有無は、年ごとに新たに判定することとなっていますので、年をまたぐと、その年の最初に積立投資を行うまで2階部分での投資ができないこととなっていました。

そのため、2階部分で投資をするための要件が以下の通り、緩和されました。

	改正前	改正後
要件	2階部分で投資する日以前6ヶ月以内に1階部分において積立投資していること(年ごとに判定)	1階部分への投資の日(A)が2階部分への投資の日(B)の6ヶ月以内であり、かつ、(A)が(B)の前年であること

(例) 改正後については、次のように年をまたいだ場合でも2階部分で投資を行う場合の要件を満たします。

1階部分の投資(A): R6年7月30日

2階部分の投資(B): R7年1月30日

(8) 上場株式等の配当等につき総合課税の対象となる大口株主等の判定要件の見直し

● 改正の内容

個人が支払いを受ける上場株式等の配当等について、その個人の持株割合が3%未満であっても、その個人が有する同族会社との合計で持株割合が3%以上になる場合には、総合課税の対象とされます。

① 改正前の内容

イ. 大口株主等とは

発行済株式等の3%以上を有する個人株主をいいます。

ロ. 大口株主等が受ける上場株式等の課税方式

配当の支払時に20.42%の源泉徴収が行われ、総合課税の対象となります。

	大口株主等	大口株主等以外
課税方式	総合課税のみ	次のいずれかの方式が選択可能 ・ 総合課税 ・ 申告分離 ・ 申告不要

② 改正内容

イ. 大口株主等の要件の見直し

持株割合が3%未満の個人株主であっても、その個人株主が有する同族会社と合計で持株割合が3%以上となる場合には、その個人株主が支払いを受ける上場株式等の配当等は、総合課税の対象となります。

ロ. 報告書の提出義務の創設

上場株式等の配当等の支払いをする内国法人は、その基準日において持株割合が1%以上となる対象者の氏名、個人番号、持株割合その他の事項を記載した報告書を配当支払確定日から1月以内に所轄税務署長に提出しなければなりません。

③ 適用時期

②イについては、令和5年10月1日以後に支払いを受ける上場株式等の配当等について適用されます。

②ロについては、令和5年10月1日以後に支払う上場株式等の配当等について適用されます。

(9) 記帳義務を適正に履行しない納税者への対応策の創設

● 改正の内容

本来、経費でないことの立証責任は課税当局にあります。しかし、隠蔽仮装行為により確定申告書を提出したり、または、確定申告書を提出しない場合には、経費であることの立証責任が納税者となります。法人税においても同様の措置が講じられます。

① 制度の内容

対象者	<ul style="list-style-type: none">・不動産所得、事業所得、山林所得を生ずべき業務を行う者・雑所得を生ずべき業務を行う者で前々年分の雑所得の収入金額が300万円をこえるもの
対象事由	<ul style="list-style-type: none">・隠蔽仮装行為に基づき確定申告書（一定の期限後申告を除く）を提出したこと・確定申告書を提出しなかったこと
内容	次の場合を除き、売上原価及び販売費、一般管理費は必要経費に算入されません。 <ul style="list-style-type: none">・保存する帳簿書類等によりその費用の額が生じたことが明らかである場合・保存する帳簿書類等により取引の相手方が明らかである場合や取引が行われたことが推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその費用が生じたと認める場合
適用除外	確定申告書を提出していた場合には、売上原価及び販売費、一般管理費のうち、その確定申告書に記載した課税標準等の計算の基礎とされた金額は、この制度の対象外とされます。

② 適用時期

令和5年分以後の所得税について、適用されます。また、法人税については、令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(10) 個人住民税の上場株式の配当・譲渡所得に係る課税方式の見直し

- 改正の内容

個人住民税において、上場株式の配当・譲渡所得に係る課税方式を所得税と一致させる見直しが行われます。

① 上場株式等の配当等の課税方式

	改正前	改正後
課税方式	次のいずれかの方式が選択可能 ・ 総合課税 ・ 申告分離 ・ 申告不要	同左
所得税と住民税の関係	所得税と住民税とで上記の異なる課税方式を選択できる。	所得税と住民税とで上記の異なる課税方式を選択できない。

② 適用時期

令和6年分以降の個人住民税について適用されます。

(11) 財産債務調書制度の見直し

- 改正の内容

財産債務調書の提出義務者が追加されるなどの見直しが行われます。また、財産債務調書及び国外財産調書の提出期限についても見直しが行われます。

① 財産債務調書の提出義務者の追加

	改正前	改正後
提出義務者 (居住者のみ)	以下のいずれにも該当する者 ・ 所得 2,000 万円超 ・ 総資産 3 億以上又は有価証券等 1 億円以上	左記の者に加えて、以下に該当する者も提出義務者に追加されます。 ・ 総資産 10 億以上

② 財産債務調書及び国外財産調書の提出期限の延長

	改正前	改正後
提出期限	その年の翌年 3 月 15 日	その年の翌年 6 月 30 日

③ 適用時期

①、②とも令和5年分以後の調書について適用されます。

第2章 資産課税

概要

- 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置が延長され、また見直されます。
- 法人版事業承継税制に係る特例承継計画の確認申請書の提出期限が1年延長されます。
- 相続税に係る死亡届の情報等の通知が見直されます。
- 信託に関する受益者別（委託者別）調書の記載方法が見直されます。
- 土地に係る固定資産税等の負担調整措置が見直されます。
- 住宅用家屋の登録免許税の軽減措置等が延長されます。
- 印紙税の特例措置等が延長されます。

(1) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長及び見直し

- 改正の内容
 - ① 適用期限（改正前令和3年12月31日）が令和5年12月31日まで2年延長されます。
 - ② 非課税限度額、適用対象となる既存住宅用家屋の要件、受贈者の年齢要件が見直されます。

① 適用期限の延長

適用期限が、現行の令和3年12月31日から令和5年12月31日まで、2年延長されます。

② 非課税限度額の見直し

非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とされます。

イ. 耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋 1,000万円

ロ. 上記以外の住宅用家屋 500万円

契約の締結日	良質住宅		左記以外	
	消費税率10%	左記以外	消費税率10%	左記以外
H31.4.1～R2.3.31	3,000万円	1,200万円	2,500万円	700万円
R2.4.1～R3.12.31	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
R4.1.1～R5.12.31	1,000万円		500万円	

なお、東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は、令和 5 年 12 月末まで現行の 1,500 万円(耐震・エコ・バリアフリー以外の住宅は 1,000 万円)で据置かれます。

③ 適用対象となる既存住宅用家屋の要件の見直し

適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件(注)を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋(登記簿上の建築日付が昭和 57 年 1 月 1 日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなします。)であることが加えられます。

(注) 改正前は、既存住宅について、①築年数が 20 年(耐火建築物は 25 年)以内又は②耐震基準に適合していることが必要でした。

④ 受贈者の年齢要件の見直し

受贈者の年齢要件が 18 歳以上(現行: 20 歳以上)に引き下げられます。

⑤ 留意事項

①、③及び④の改正は、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置及び震災特例法の贈与税の非課税措置についても同様とされます。

⑥ 適用時期

①～③の改正は、令和 4 年 1 月 1 日以後の相続・贈与から適用されます。

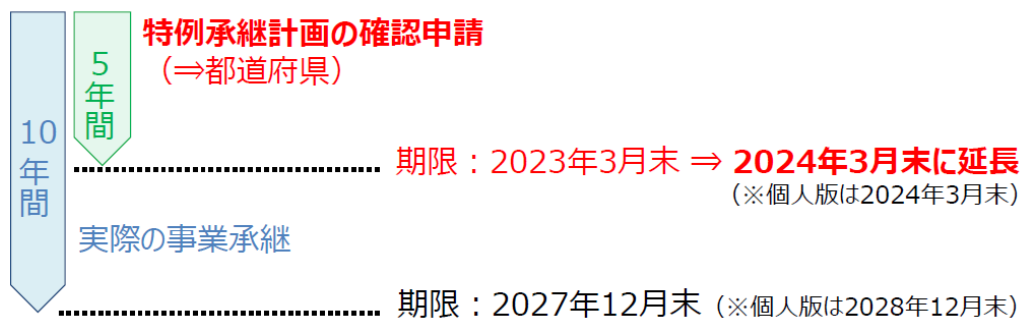
④の改正は、令和 4 年 4 月 1 日以後の相続・贈与から適用されます。

(2) 法人版事業承継税制における特例承継計画の確認申請書の提出期限の延長

● 改正の内容

特例承継計画の確認申請書の提出期限が、1 年延長されます。

<事業承継税制の主な活用プロセス>



(出典: 経済産業省資料)

① 改正内容

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の確認申請の提出期限が、これまでの令和 5 年 3 月 31 日から 1 年延長され、令和 6 年 3 月 31 日となります。

② 留意事項

特例承継計画の確認申請の期限は 1 年延長されますが、実際の事業承継の期限は、従来どおり令和 9 年 12 月 31 日までです。

(3) 相続税に係る死亡届の情報等の通知の見直し

● 改正の内容

死亡届が提出された場合、死亡された方の戸籍等の副本に記録されている情報が法務当局から国税庁長官に、死亡された方が有していた土地又は家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項等が各市町村から所轄税務署長に通知されることとなります。

① 戸籍等の副本に記録されている情報の通知

法務大臣は、死亡等に関する届書に係る届書等情報等の提供を受けたときは、当該届書等情報等及び当該死亡等をした者の戸籍等の副本に記録されている情報を、当該提供を受けた日の属する月の翌月末日までに、国税庁長官に通知しなければならないこととされます。

② 固定資産課税台帳の登録事項等の通知

市町村長は、当該市町村長等が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者に係る死亡等に関する届書の受理等をしたときは、当該死亡等をした者が有していた土地又は家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項等を、当該届書の受理等をした日の属する月の翌月末日までに、当該市町村の事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならないこととされます。

③ 適用時期

①、②の改正は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日以後に適用されます。

(4) 信託に関する受益者別（委託者別）調書の記載方法の見直し

- 改正の内容

信託に関する受益者別（委託者別）調書について、「信託財産の価額」の欄に記載すべき相続税評価額の算定が困難な場合には、見積価額を記載しなければならないこととされます。

① 信託に関する受益者別（委託者別）調書

信託に関する受益者別（委託者別）調書

受益者 特定受益者	住所 (居所)	氏名又は 個人番号又は 法人番号										
	又は	氏名又は 個人番号又は 法人番号										
委託者	所在地	氏名又は 個人番号又は 法人番号										
	信託財産の種類	信託財産の所在場所	構造・数量等	信託財産の価額								
信託に関する権利の内容		信託の期間	提出事由	提出事由の生じた日	記号番号							
(摘要)		自	至									
		(令和 年 月 日提出)										
委託者	所在地又は 住所(居所)	(電話)										
	営業所の 所在地等 名称又は 氏名 法人番号又は 個人番号	(電話)										
整理欄		①	②									

○個人番号又は法人番号は、住民基本台帳に個人番号又は法人番号が記載されている場合は、住民基本台帳に記載したものを記載してください。

358

② 適用時期

令和5年1月1日以後に提出すべき事由が生ずる調書について適用されます。

(5) 土地に係る固定資産税等の負担調整措置の見直し

- 改正の内容

令和4年度限りの措置として、土地に係る固定資産税の負担調整措置が行われます。

① 土地に係る固定資産税等の負担調整措置の見直し

令和4年度限りの措置として、負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額とされます。

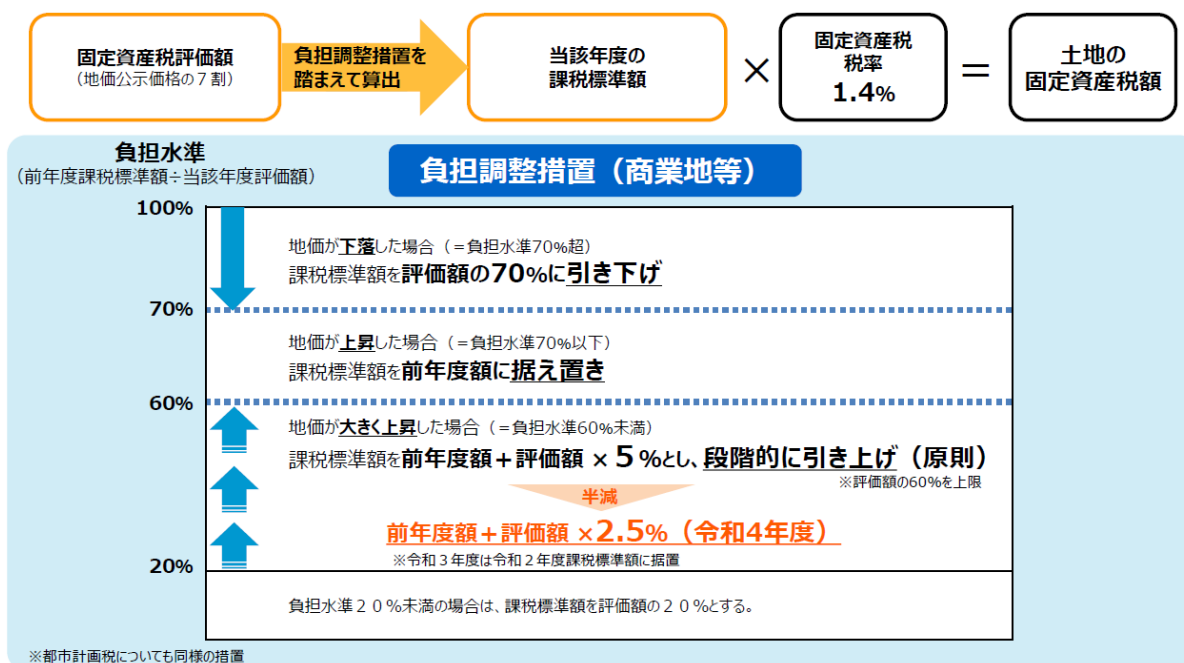
ただし、この金額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とされます。

なお、負担水準とは、下記の算式で算出される割合をいいます。

$$(\text{負担水準} = \text{前年課税標準額} / \text{固定資産税評価額})$$

また、土地に係る都市計画税の負担調整措置についても、固定資産税の改正と同様の

措置が取られます。



(出典：経済産業省資料)

(6) 住宅用家屋の登録免許税の軽減措置等の延長

● 改正の内容

- ① 登録免許税に関する軽減措置・免税措置のうち、令和4年3月31日に期限が到来する項目について、適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されます。
- ② 一部の移転登記、抵当権設定登記については、築年数要件が廃止されるとともに新耐震基準に適合している住宅用家屋であることが要件として追加されます。

① 改正内容

イ. 共通事項

下記の登録免許税に関する軽減措置・免税措置のうち、令和4年3月31日に期限が到来する項目について、適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されます。

- (イ) 住宅用家屋の所有権の保存登記(措法72の2)
- (ロ) 住宅用家屋の所有権の移転登記(措法73)
- (ハ) 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記(措法74の3)
- (ニ) 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記(措法75)
- (ホ) 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等(措法74)
- (ヘ) 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等(措法74の2)

ロ. 適用対象となる住宅用家屋の要件の見直し

上記イ. (ロ) ~ (ニ) については、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋(登記簿上の建築日付が昭和 57 年 1 月 1 日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋)であることを加えた上、その適用期限が 2 年延長されます。

② 税率表

税率については、現行とかわりなく、下記のとおりです。

	項目	課税標準	税率	軽減税率
(イ)	住宅用家屋の所有権の保存登記(措法72の2)	不動産の価額	1,000分の4	1,000分の1.5
(ロ)	住宅用家屋の所有権の移転登記(措法73)	不動産の価額	1,000分の20	1,000分の3
(ハ)	特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記(措法74の3)	不動産の価額	1,000分の20	1,000分の1
(ニ)	住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記(措法75)	不動産の価額	1,000分の4	1,000分の1
(ホ)	特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記(措法74)	不動産の価額	1,000分の4	1,000分の1
	〃 の移転登記(一戸建て)	不動産の価額	1,000分の20	1,000分の2
	〃 の移転登記(上記以外)	不動産の価額	1,000分の20	1,000分の1
(ヘ)	認定低炭素住宅の所有権の保存登記(措法74の2)	不動産の価額	1,000分の4	1,000分の1
	〃 の移転登記	不動産の価額	1,000分の20	1,000分の1

③ 留意事項

- イ. 上記の軽減税率の適用を受けるには、床面積が 50 平方メートル以上であることや、新築または取得後 1 年以内の登記であること等一定の要件を満たす必要があります。
- ロ. 登記申請に当たって、その住宅の所在する市町村等の証明書を添付する必要があります。なお、登記した後で証明書を提出しても軽減税率の適用を受けられないので注意してください。

(7) 印紙税の特例措置等の延長

- 改正の内容
 - ① 不動産売買契約書の印紙税の軽減措置について、現行の適用期限から2年延長されます。
 - ② 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置について、現行の適用期限から3年延長されます。

① 不動産売買契約書の印紙税の軽減措置の延長

イ. 改正内容

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が、現行の令和4年3月31日から令和6年3月31日まで2年延長されます。

ロ. 適用時期

令和6年3月31日までに作成される不動産譲渡契約書の印紙税について適用されます。

② 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長

イ. 改正内容

特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が、現行の令和4年3月31日から令和7年3月31日まで3年延長されます。

ロ. 適用時期

令和7年3月31日までに作成される特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税について適用されます。

第3章 法人課税

概要

- 大企業向けの賃上げ及び投資の促進に係る税制が見直されます。
- 中小企業における所得拡大促進税制が見直されます。
- オープンイノベーション税制が拡充されます。
- 地方拠点強化税制が見直されます。
- 5G投資促進税制が見直されます。
- グループ通算税制が見直されます。
- その他

(1) 大企業向けの賃上げ及び投資の促進に係る税制の改正

● 改正の内容

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置を改組し、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度となります。また、上乘せ措置も拡充されます。

① 改正内容

国内雇用者に対して給与等を支給する場合、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上（改正前は2%）であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度となります。

この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に10%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、税額控除率に5%を加算します。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%が上限となります。

② 大規模事業者への追加要件

資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用されます。

③ 上乘せ要件

教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の

明細を記載した書類の保存（現行：確定申告書等への添付）をしなければいけません。

④ 改正前後比較

	改正前	改正後
賃金要件	①国内新規雇用者に給与等を支給すること	①雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額
	②新規雇用者給与等支給額 \geq 新規雇用者比較給与等支給額 $\times 102\%$	②継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 103\%$
大規模企業追加要件	なし	あり
税額控除額	控除対象新規雇用者対象支給額 \times 控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額 \times 控除率
控除率	15%	15%
上乗せ(5%)	教育訓練費の額 \geq 比較教育訓練費の額 $\times 120\%$ （明細書の添付）	教育訓練費の額 \geq 比較教育訓練費の額 $\times 120\%$ （明細書の保存）
上乗せ(10%)	なし	②継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 104\%$

⑤ 適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

(2) 中小企業向けの賃上げ税制の改正

- 改正の内容

中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置を拡充、その適用期限が1年延長されます。

① 改正内容

	改正前	改正後
賃金要件	雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額 $\times 101.5\%$	同左
税額控除額	(雇用者給与等支給額 $-$ 比較雇用者給与等支給額) \times 控除率	同左
控除率	15%	同左
上乗せ措置(10%)	①雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$ ②下記のいずれかを満たす場合 ・教育訓練費の額 \geq 比較教育訓練費 $\times 110\%$ ・経営力向上計画の認定	教育訓練費の額 \geq 比較教育訓練費 $\times 110\%$
上乗せ措置(15%)	適用なし	雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$

② 適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

(3) オープンイノベーション税制の拡充

- 改正の内容

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、設立機関・株式保有期間の見直しを行った上、その適用期限が年延長されます。

① 改正内容

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、次の見直しがされます。

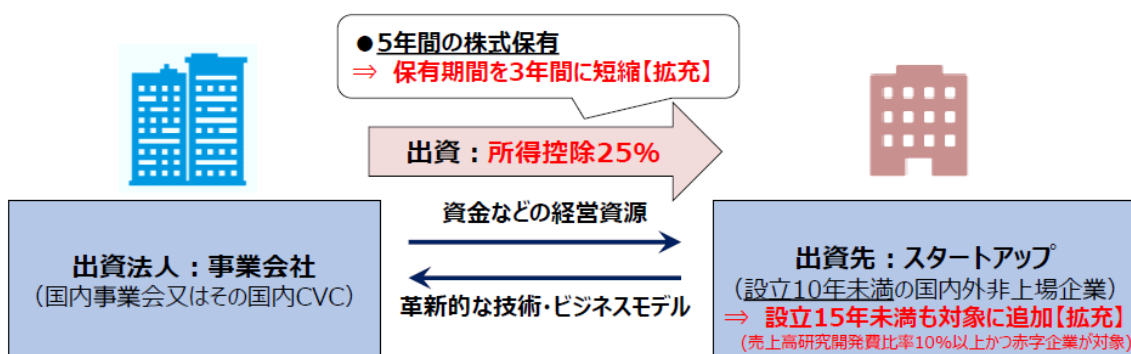
イ. 出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が 10%以上の赤字会社にあつては、設立の日以後の期間を 15 年未満（現行：10 年未満）とします。

ロ. 対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間が、特定株式の取得の日から 3 年（現行：5 年）とされます。

（注）特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間についても、3 年（現行：5 年）とされます。

- コロナ禍で世界の社会・ビジネス環境が目まぐるしく変わる中、**オープンイノベーションの重要性は一層高まっている。**
 - **大企業**は、自前主義を脱し、スタートアップが持つ革新的な技術やビジネスモデルを取り入れ、**新しい領域へスピード感を持ってチャレンジ**をしていくことで、**新たな勝ち筋を見出し、大胆な投資を実行する**
 - イノベーションの担い手である**スタートアップ企業**は、本税制を通じ、大企業等が有する資金だけでなく、**販路・技術・人材を活用**することで、**事業の成長**に繋がる
- こうした動きを加速化するため、一定の要件を満たす場合には**設立15年未満のスタートアップ企業も対象**にするなどの拡充を行った上で、**適用期限を2年間延長**する。

改正概要 【適用期限：令和5年度末まで】



（出典：経産省資料）

② 適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

(4) 地方拠点強化税制の見直し

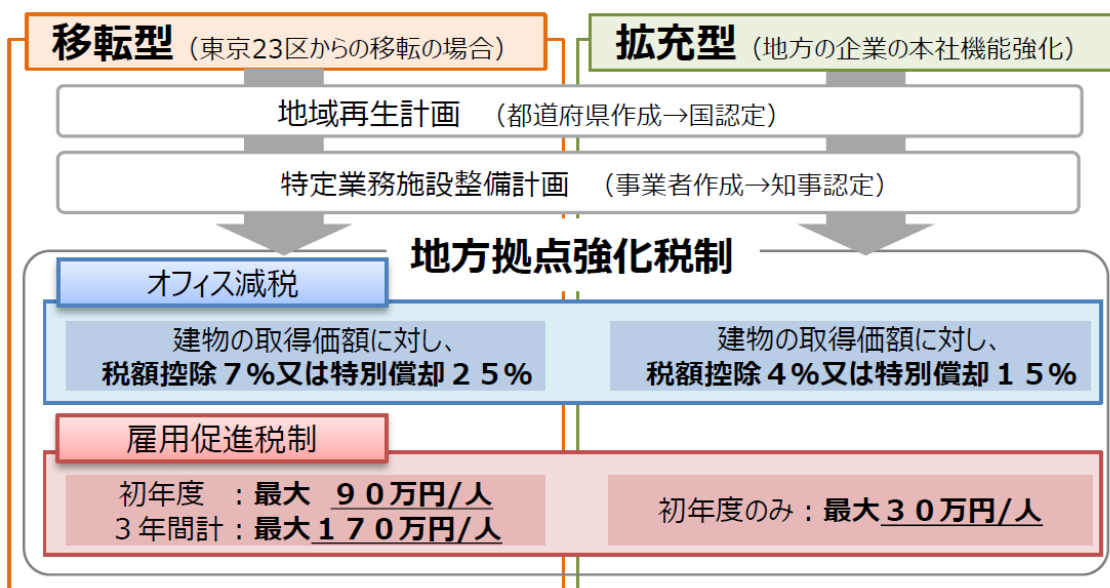
● 改正の内容

東京一極集中を税制する観点から、オフィス減税及び雇用促進税制を見直し、適用期限を2年延長します。

① 制度の概要

オフィス減税は、地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合に特別償

却又は税額控除を受けられる制度です。雇用促進税制は、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合に税額控除を受けられる制度です。



(出典：内閣府資料)

② 改正内容

オフィス減税及び雇用促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

イ. オフィス減税

(イ) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後3年(現行:2年)を経過する日までの間に、取得等をして、事業の用に供した特定建物等を対象とすることになります。

(ロ) 中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)以外の法人の取得価額要件が2,500万円以上(現行:2,000万円以上)に引き上げられます。

ロ. 雇用促進税制

(イ) 「地方事業所基準雇用者数のうち、有期雇用又はパートタイムである新規雇用者を除いた数が2人以上であること」とする要件が廃止されます。

(ロ) 対象雇用者の範囲に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の日以後に特定業務施設以外の施設において新たに雇用された無期雇用かつフルタイムの要件を満たす雇用者で同日を含む事業年度終了の日において特定業務施設に勤務する者が加えられます。

(ハ) 対象雇用者の範囲から有期雇用又はパートタイムである転勤者が除外されます。

ハ. 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件

- (イ) 拡充型事業の対象となる地方活力向上地域の要件について、「事業者の立地を目的として地方公共団体によって産業基盤となる情報通信環境が整備され、又は整備を図るための具体的な計画の対象となっていること」との要件を満たす場合には、「産業の集積が形成されていること又は地方公共団体その他の者が定める産業の集積を図るための具体的な計画の対象となっていること」との要件を満たすことが不要となります。
- (ロ) 特定業務施設の範囲に、情報サービス事業部門のために使用される事務所が加わります。

(5) 5G 投資促進税制の見直し

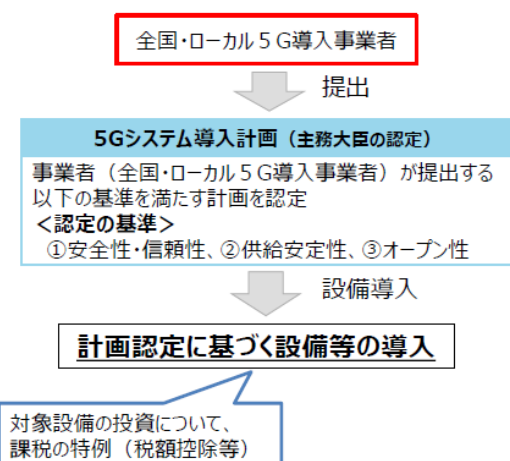
● 改正の内容

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、特に地方での基地局整備を加速化すべく制度を見直した上で、適用期限を3年延長し、税額控除率を階段状にすることで、今後3年間の集中的な整備が期待されます。

① 改正内容

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、以下の制度となり、その適用期限を3年延長します。

改正概要 【適用期限：令和6年度末まで】



<課税の特例の内容> 控除額は当期法人税額の20%を上限

対象事業者	税額控除	特別償却
全国5G導入事業者	条件不利地域 ※1	30%
	令和4年度：15% 令和5年度：9% 令和6年度：3%	
ローカル5G導入事業者	その他地域	30%
	令和4年度：9% 令和5年度：5% 令和6年度：3%	
ローカル5G導入事業者	令和4年度：15% 令和5年度：9% 令和6年度：3%	30%

<対象設備>

- 全国5Gシステム※2、3
- ローカル5Gシステム※4
- 基地局の無線設備 (屋外に設置する親局・子局)
- 基地局の無線設備
- 交換設備
- 伝送路設備 (光ファイバを用いたもの)
- 通信モジュール

- ※1 別途定める過疎地域等の条件不利地域を指す
 ※2 マルチベンダー化・SA (スタンドアロン) 化したものに限る
 ※3 その他地域については、多素子アンテナ又はミリ波対応のものに限る (令和5年度末まで)
 ※4 先進的なデジタル化の取り組みに利用されるものに限る

(出典：経産省資料)

② 適用時期

令和7年3月31日までの間に特定高度情報通信用認定設備等を取得し、事業の用に供した場合に適用されます。

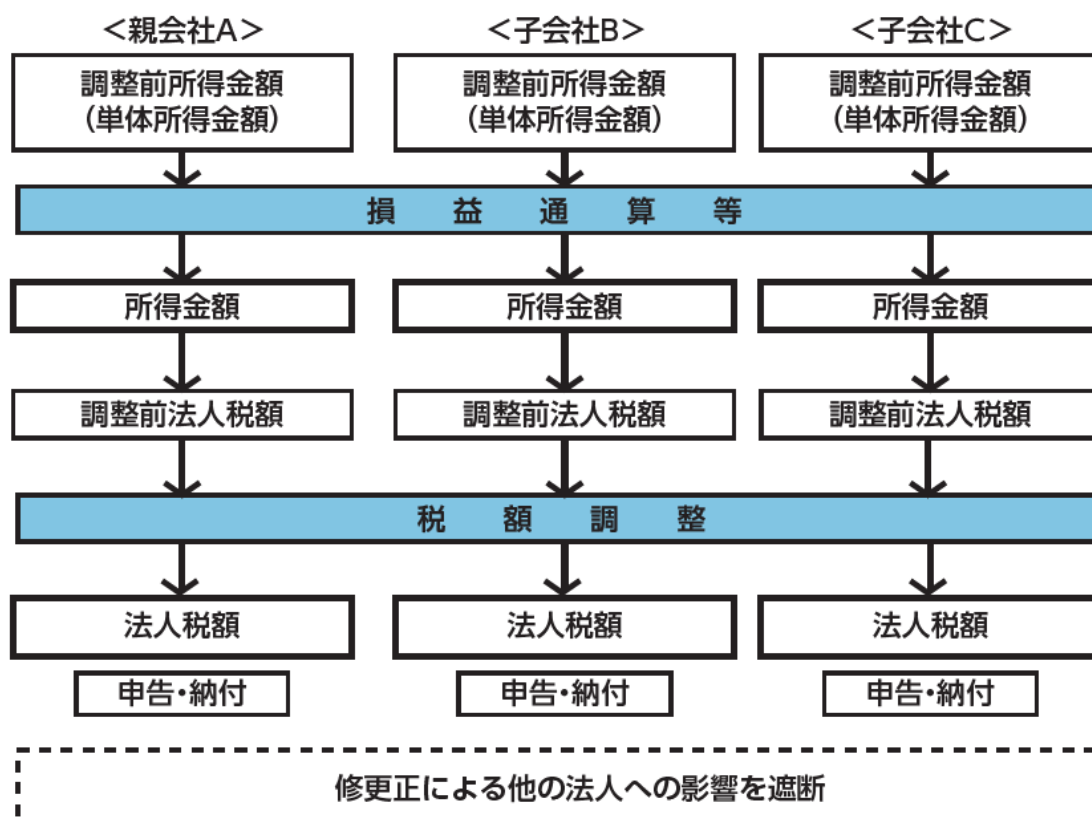
(6) グループ通算制度の見直し

● 改正の内容

グループ通算制度が令和4年4月1日以降に開始する事業年度から適用されますが、施行前に法人株式の帳簿価額の計算方法等が一部変更されます。

① 改正内容

令和2年度の税制改正において連結納税制度が見直され、企業の事務負担の軽減等の観点から簡素化等の見直しを行い、損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行うグループ通算制度へ令和4年4月1日以降に開始する事業年度から移行することになりました。



(出典：財務省資料)

② 改正の概要

イ. 投資簿価修正制度の見直し

通算子法人の株式を譲渡する場合には、取得価額にかかわらず、その通算子法人の税務上の簿価純資産額を基準に譲渡損益が計算されます。

株式(子法人株式)に係る資産調整勘定等対応金額について離脱時の属する事業年度

の確定申告書等にその計算に関する明細書を添付し、かつ、その計算の基礎となる事項を記載した書類を保存している場合には、離脱時に子法人株式の帳簿価額とされるその通算子法人の簿価純資産価額にその資産調整勘定等対応金額を加算することができるようになります。

資産調整勘定等対応金額とは、取得価額を合併対価としてその取得時にその通算子法人を被合併法人とする非適格合併を行うものとした場合に資産調整勘定又は負債調整勘定として計算される金額に相当する金額をいいます（のれんに相当する金額）。

ロ. 離脱時の時価評価制度の見直し

離脱した法人が、主要な事業を継続することが見込まれない場合には、その有する資産について、離脱の直前事業年度において、時価評価により評価損益の計上をします。帳簿価額 1,000 万円未満の営業権は時価評価資産から除外されていましたが、本改正により 1,000 万円未満の営業権であっても時価評価が必要となります。

ハ. 通算税効果額の見直し

益金不算入及び損金不算入の対象となる通算税効果額から、利子税の額に相当する金額として各通算法人間で授受される金額が除外されます（利子税は益金又は損金に算入されます）。

ニ. 支配関係 5 年継続要件の見直し

共同事業性がない場合等の通算法人の欠損金額の切捨て等の適用除外となる要件のうち支配関係 5 年継続要件について、通算承認日の 5 年前の日後に設立された通算親法人についての要件の判定は、他の通算法人のうち最後に支配関係を有することとなった日（現行：設立日）の最も早いものとの間で行うものとされます。

ホ. 欠損金の損金算入の特例計算

「事業適応計画」の認定を受けた認定事業適応法人（資本金 1 億超の法人が認定計画に基づいて投資を行った場合、コロナ禍で生じた欠損金額を翌期以降最大で 5 年間、所得計算上損金算入することができます）。

この欠損金の損金算入の特例計算が見直されます。

改正前	改正後
$\frac{\text{非特定超過控除対象額} \times \text{①}}{\text{②}}$ <p>①通算法人の非特定欠損控除前所得金額</p> <p>②通算グループの非特定欠損控除前所得金額合計額</p>	$\frac{\text{非特定超過控除対象額} \times \text{①}}{\text{②}}$ <p>①通算法人の非特定欠損控除前所得金額一本特例を適用しないものとした場合に損金算入されることとなる非特定欠損金相当額</p> <p>②通算グループの非特定欠損控除前所得金額合計額一本特例を適用しないものとした場合に損金算入されることとなる非特定欠損金相当額</p>

(7) その他の税制改正

● 改正の内容

- ① 法人事業税付加価値割における人材確保税制の見直し
- ② 特定税額控除規定の不適用措置の拡充
- ③ みどりの食品システム戦略に向けた税制上の措置の創設
- ④ 交際費等の損金不算入制度の延長
- ⑤ 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法の見直し
- ⑥ 固定資産の取得後に補助金等の交付を受けた場合の圧縮記帳制度の適用の明確化
- ⑦ 一括償却資産及び中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入制度の見直し
- ⑧ 完全子会社等の配当に係る源泉徴収の見直し

① 法人事業税付加価値割における人材確保税制の見直し

イ. 改正内容

法人事業税（外形標準課税）の計算における付加価値割の課税標準からの控除額について、適用要件・控除額が以下のように改正されます。

	改正前	改正後
適用要件	新規雇用者給与等支給額 \geq 新規雇用者比較給与等支給額 $\times 102\%$	継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 103\%$
控除額	控除対象新規雇用者等支給額	控除対象給与等支給増加額

ロ. 適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

② 特定税額控除規定の不適用措置の拡充

イ. 改正内容

大企業が一定の場合には研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できないこととする措置について、以下のように拡充されます。

現行制度	今回の改正部分
<p>■適用対象：資本金1億円超の大企業</p> <p>■措置内容：以下3つの要件「全て」に該当する場合、その法人には一部の租税特別措置の税額控除を適用しない。</p> <p>① 所得金額が前年度の所得金額を上回ること</p> <p>② 継続雇用者給与等支給総額が、前年度以下であること</p> <p>③ 国内設備投資額が、当期の減価償却費の総額の3割以下に留まること</p>	<p>左の②の要件について、</p> <p>資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業で、前年度に黒字の企業については、</p> <p>「継続雇用者給与等支給総額が、前年度から1%（R4年度は0.5%）以上増加していないこと」に見直し</p>

対象となる租税特別措置
<p>研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制</p>

(出典：経産省資料)

ロ. 適用時期

令和4年4月1日から開始する事業年度から順次適用されます。

③ みどりの食品システム戦略に向けた税制上の措置の創設

みどりの食料システム戦略を実行するための法整備を前提に、同法の環境負荷低減事業活動実施計画（仮称）等の認定を受けた農林漁業者が、環境負荷低減事業活動用資産の取得等をして環境負荷低減事業活動等の用に供した場合には、その取得価額の32%（建物等については16%）の特別償却ができるようになります。

環境負荷低減事業活動用資産とは、慣行的な生産方式と比較して環境負荷の原因となる生産資材の使用量を減少させる設備等及び環境負荷低減事業活動の安定に不可欠な設備等をいいます。

また、同法の基盤確立事業実施計画（仮称）の認定を受けたものが、基盤確立事業用資産（化学農薬・化学肥料に代替する生産資材の製造設備等）を取得して、基盤確立事業の用に供した場合にはその取得価額の32%（建物等については16%）の特別償却ができます。

④ 交際費の損金不算入制度の延長

交際費の損金不算入制度が2年延長され、令和6年3月31日までの間に開始する事業年度まで延長されます。

期末の資本金等	定額控除（年800万円）	飲食費の50%損金算入
1億円以下の法人	○	○
1億円超 100億円以下の法人	×	○
100億円超の法人	×	×

⑤ 資本金の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法の見直し

令和3年3月11日判決を反映し、資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とすることとなりました。

また、種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算することとなりました。

上記改正は既に適用されています。過去に行われた処理については更正の請求をすることができます。

⑥ 固定資産の取得後に補助金等の交付を受けた場合の圧縮記帳制度の明確化

法人が国庫補助金等の交付を受けた日の属する事業年度前の事業年度においてその交付の目的に適合する固定資産の取得等をしている場合には、その交付を受けた事業年度において当該固定資産につき、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定を適用することができるとする法人税基本通達 10-2-2 が明文化されます。

適用対象となる規定は以下の通りです。

- イ. 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- ロ. 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- ハ. 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- ニ. 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- ホ. 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

⑦ 一括償却資産及び中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入制度の見直し

少額の減価償却資産についての取扱いは以下の通りです。

	取得価格	償却方法
中小企業のみ	30万円未満	全額損金(合計300万円まで)
すべての企業	20万円未満	3年で均等償却
	10万円未満	全額損金(制限なし)

減価償却資産の損金算入制度の対象資産から、貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除外することとなりました。

⑧ 完全子会社等の配当に係る源泉徴収の見直し

イ. 改正内容

完全子法人株式等（株式等保有割合 100%）及び関連法人（発行済株式等の総数等の 3 分の 1 超を保有する法人）が支払を受ける配当等については、配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととなります。

ロ. 適用時期

令和 5 年 10 月 1 日以後に支払を受けるべき配当等について適用されます。

第4章 消費課税

概要

- 適格請求書発行事業者の登録制度に係る申請書の提出が、令和3年10月1日より開始されています。（インボイス制度が令和5年10月1日より導入されます。）
- 適格請求書等保存方式制度に係る改正等
- 輸出物品販売場制度の見直し
- その他（その他の間接税）

(1) 適格請求書等保存方式制度に係る改正等

● 改正の内容

- ① 令和5年10月1日より、適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。（過年度改正）

《仕入税額控除の方式》



（出典：国税庁資料）

- ② 令和5年10月1日以降、現行の課税仕入れに該当するものであっても、適格請求書発行事業者でない事業者からの仕入れは、原則として仕入税額控除の対象外となります。（過年度改正）
- ③ 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができます。（令和4年度改正）

① 適格請求書等保存方式制度

適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。令和5年10月1日以降、現行の課税仕入れに該当するものであっても、適格請求書発行事業者でない事業者からの仕入れは、原則として仕入税額控除の対象外となります。

「適格請求書発行事業者」となる要件は次の通りです。

イ. 課税事業者であること。

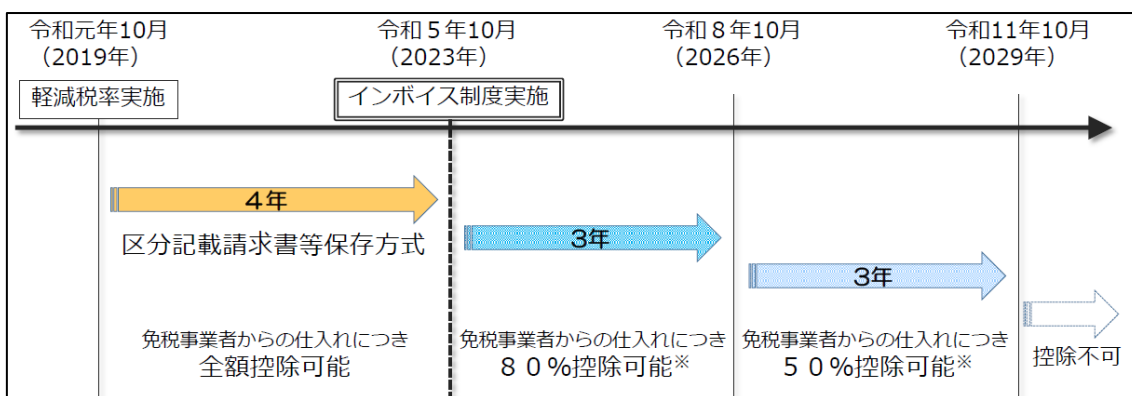
ロ. 適格請求書発行事業者の登録申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、登録を受けること。

ただし、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができます。

この場合において、登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者（その登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除く。）のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度が適用されません。

② 適格請求書発行事業者の登録申請のスケジュール

ただし、以下のとおり、当面の間、激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入れについても、インボイス制度実施後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられています。



(注) 仕入税額控除の適用にあたっては、①免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と②本経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要

(出典：国税庁資料)

③ インボイス経過措置期間における棚卸資産に係る消費税額の調整の規定の見直し

イ. 棚卸資産に係る消費税額の調整の概要

(イ) 免税事業者が課税事業者となった場合

免税事業者が課税事業者になった場合には、課税事業者となった課税期間の初日の前日に所有していた棚卸資産（当課税期間の期首商品棚卸高）に係る消費税額のうち、免税事業者であった期間中の課税仕入れ等の税額については、その課税期間の課税仕入れ等の税額とみなして仕入税額控除が行われます。

(ロ) 適用要件

(イ) は、課税事業者となった課税期間の初日の前日に所有していた棚卸資産に係る明細を記録した書類を保存することが要件となります。

(参考) 課税事業者が免税事業者となった場合

課税事業者が免税事業者になった場合には、免税事業者となった課税期間の初日の前日に所有していた棚卸資産(当課税期間の期首商品棚卸高)に係る消費税額のうち、その前日の属する課税期間中の課税仕入れ等の税額については、その課税期間の課税仕入れ等の税額には含まれません。

ロ. インボイス経過措置期間における棚卸資産に係る消費税額の調整の規定の見直し
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用対象となる棚卸資産については、その棚卸資産に係る消費税額の全部を納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の対象とされます。

つまり、免税事業者が、経過措置期間(令和5年10月1日から令和11年9月30日まで)の間に課税事業者となった場合において、その課税事業者となった日の前日に所有していた棚卸資産に係る消費税額のうち、免税事業者であった期間中の課税仕入れ等の税額については、その課税期間の課税仕入れ等の税額とみなして仕入税額控除が行われます。

この場合、例えば、令和5年10月1日から課税事業者となる場合には、令和5年9月30日時点での棚卸しを行い、その棚卸資産に係る明細を記録した書類を保存することが必要です。

ハ. 適用期間

令和5年10月1日以後に、国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用されます。

④ その他の改正

イ. 仕入明細書等による仕入税額控除の適用要件の見直し

仕入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する場合に限り、行うことができることとされます。

ロ. 電子区分記載請求書による仕入税額控除の経過措置適用

電子区分記載請求書が交付された場合についても、紙面の区分記載請求書が交付された場合と同様に、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けることができることとされます。

詳しくは、「(1) ③適格請求書発行事業者の登録申請のスケジュール」の図表をご参照ください。

ハ. 公売等において適格請求書を交付する場合の特例

公売等により課税資産の譲渡等を行う事業者が適格請求書発行事業者である場合には、公売等の執行機関はその事業者に代わって適格請求書等を交付することができることとされます。

ニ. 特定収入を課税仕入れに充てた場合の仕入れ税額控除の調整規定の整備

課税仕入れ等に係る特定収入について仕入税額控除の制限を受ける事業者が、その特定収入の5%を超える金額を免税事業者等からの課税仕入れに充てた場合について、法令又は交付要綱等により国等にその用途を報告すべきこととされる文書等においてその課税仕入れに係る支払対価の額を明らかにしている場合には、その特定収入のあった課税期間の課税売上割合等に応じその課税仕入れに係る支払対価の額を基礎として計算した金額を、その明らかにした課税期間の課税仕入れ等の税額に加算できることとされます。

ホ. 上記イからニまでの改正は、令和5年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用されます。

(2) 輸出物品販売場制度の見直し

● 改正の内容

- ① 輸出物品販売場において免税で購入することができる「免税購入対象者」の範囲について、見直されます。
- ② 旅券情報の提供等について、デジタル庁が整備及び管理をする訪日観光客等手続支援システムを用いて行うことができることとされます。

① 免税購入対象者の範囲の見直し

輸出物品販売場において免税で購入することができる非居住者（以下「免税購入対象者」という。）の範囲について、次が見直されます。

- イ. 出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって在留する非居住者については、短期滞在、外交又は公用の在留資格を有する者に限ることとされます。
- ロ. 日本国籍を有する非居住者については、国内に2年以上住所及び居所を有しないことについて、入国の日から起算して6月前の日以後に発行された在留証明又は戸籍の附票の写し（以下「証明書類」という。）により証明された者に限ることとされます。

この者に対して免税販売を行う事業者は、証明書類に記載された情報を購入記録情報として国税庁長官に提供し、又は証明書類の写し若しくは証明書類に係る電磁的記録を保存することとされます。

② 旅券情報の提供等の見直し

免税購入対象者が行う旅券情報の提供等は、デジタル庁が整備及び管理をする訪日観光客等手続支援システムを用いて行うことができることとされます。

③ 適用時期

令和5年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用されます。

(3) その他（その他の間接税）

① 自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設改正の内容

(イ) 内容

規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、申請者利便の更なる向上を図るため、自動車重量税の納付方法について、クレジットカードによる納付も可能とされます。

(ロ) 適用時期

令和5年1月より適用されます。

改正前	改正後
窓口申請 ・ 自動車重量税印紙	⇒ クレジットカードを追加
電子申請 ・ ダイレクト納付(銀行振込) ・ ATM/ネットバンキング	⇒ クレジットカードを追加

(出典：財務省資料)

② 航空機燃料税の税率の見直し

航空機燃料税の税率の特例措置について、税率を見直した上で、適用期限が1年延長されます。

【税率】	H23年度 改正前	H23年度 ~R2年度	R3年度	令和4年度 税制改正
	航空機燃料税	26,000円 /kℓ	18,000円 /kℓ	9,000円 /kℓ
沖縄路線	13,000円 /kℓ	9,000円 /kℓ	4,500円 /kℓ	6,500円 /kℓ
離島路線	19,500円 /kℓ	13,500円 /kℓ	6,750円 /kℓ	9,750円 /kℓ

新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応(1年間)

※ 平成23年度に軽減措置を創設、平成26年度、29年度、令和2年度に適用期限が延長。
令和3年度において1年間に限り、税率を更に5割軽減。

【航空機燃料税の譲与割合の見直し】

- 5/9→9/13:特会法に基づき空港整備勘定に全額繰入れられ、国の空港整備費に充当
- 4/9→4/13:空港関係都道府県・市町村の空港対策費として譲与

(出典：財務省資料)

③ 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止等

沖縄の復帰に伴う激変緩和措置として設けられた沖縄県産酒類に係る酒税の特例について、復帰 50 年を迎え、酒類製造業界から提言がなされたことなどを踏まえ、沖縄の酒類製造業の自立的発展に向けた施策の一環として、最長 10 年をかけて段階的に廃止されます。

【軽減割合】

単式蒸留焼酎(泡盛)

前年度県内 課税移出数量	改正前	改正後				
	～R4年5月14日	R4年5月15日～	R6年5月15日～	R8年5月15日～	R11年5月15日～	R14年5月15日
1,300kℓ超	▲35%		▲25%	▲15%	▲5%	廃止
200kℓ超～ 1,300kℓ以下			▲30%	▲20%	▲10%	
200kℓ以下			▲35%			

ビール等(単式蒸留焼酎以外の酒類)

改正前		改正後	
～R4年5月14日	R4年5月15日～	R5年10月1日～ (ビール類税率見直し)	R8年10月1日 (ビール類税率統一)
▲20%		▲15%	廃止

※ 軽減対象となる酒類は、沖縄県の区域内にある酒類の製造場(復帰前からの製造場として指定を受けたもの)において製造され、県内に移出される酒類に限る。

(出典：財務省資料)

第5章 国際課税

概要

- 過大支払利子税制が見直されます。
- 子会社株式簿価減額特例が見直されます。
- 外国税務当局との情報交換における手続きが整備されました。

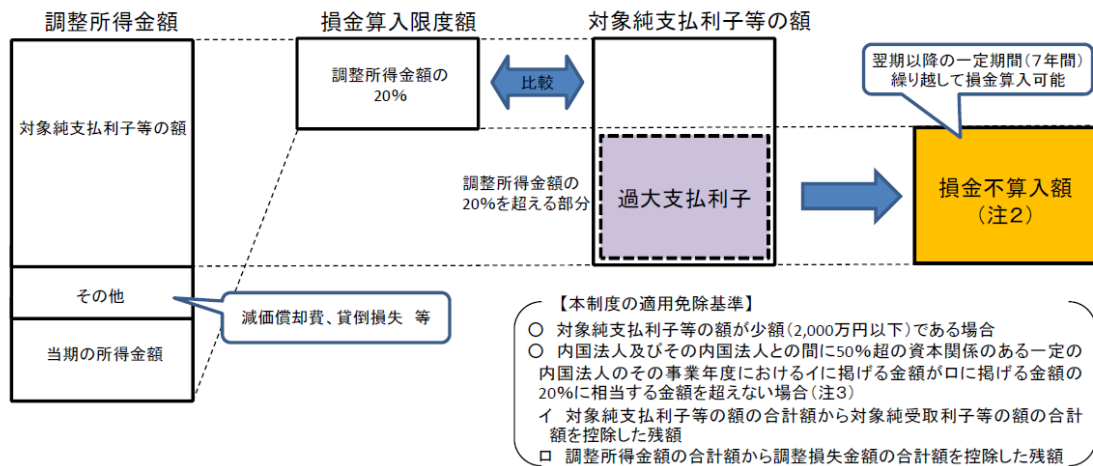
(1) 過大支払利子税制の見直し

● 改正の内容

国内に恒久的施設（PE）を有しない外国法人に係る国内源泉所得についても、過大支払利子税制が適用されます。

① 制度の概要

過大支払利子税制は、所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避を防止するために、対象純支払利子等の額のうち、調整所得金額の20%を超える金額を損金の額に含めない制度です。



(出典：財務省資料)

② 改正内容

外国法人の法人税の課税対象とされる次の国内源泉所得について、過大支払利子税制の適用を受けることになりました。

- イ. PE を有する外国法人に係る PE 帰属所得以外の国内源泉所得
- ロ. PE を有しない外国法人に係る国内源泉所得

③ 適用時期

令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されます。

(2) 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置（子会社株式簿価減額特例）の見直し

● 改正の内容

令和 2 年度税制改正により創設された子会社株式簿価減額特例について、適用除外要件の判定と適用回避防止規定の不適用の要件が見直されます。なお、今回の改正は令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等について適用されますので、過年度申告について更正の請求が可能となります。

① 制度創設の背景

親会社の子会社株式を取得した後、その取得前に子会社が蓄積した留保利益を配当して受取る（受取法人は受取配当等の益金不算入制度により益金不算入）とともに、その配当により時価が下落した子会社株式を譲渡することにより、子会社株式の譲渡損を計上することが可能となっていました。そこで、令和 2 年税制改正により、親会社が一定の支配関係にある外国子会社等から一定の配当等を受ける場合、子会社の株式の帳簿価額から、その配当等の額につき益金不算入とされた金額相当額を減額する特例（子会社株式簿価減額特例）が創設されました。

この制度に対して、適用除外要件等が見直されます。

② 改正内容

イ. 特定支配日利益剰余金要件の見直し

子会社株式簿価減額特例の適用除外要件の 1 つに特定支配日利益剰余金要件がありますが、その計算方法について見直しが行われます。

ロ. 適用回避防止規定が不適用とされる要件の追加

(イ) 適用回避防止規定とは

グループ法人間で操作をすることにより子会社株式簿価減額特例の規定の適用を回避することを防ぐ規定です。

(ロ) 適用回避防止規定の不適用の追加

適用除外要件を満たす子会社を経由した配当等を用いた適用回避防止規定について、一定の場合には適用されないこととなりました。

③ 適用時期

令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額について適用されます。

(3) 外国税務当局との情報交換における手続きの整備

- 改正の内容

租税条約等の相手国等の税務当局との情報交換において、その租税条約等に定めるところにより、その相手国等の法令の規定により収集された個人番号を受領することができること及びその手続を法令上明確化されます。

第6章 納税環境整備

概要

- 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税について、加重措置が整備されます。
- 地方税務手続きのデジタル化について、対象手続き等が拡大されます。
- 個人番号カードを利用した e-Tax の手続きが簡素化されます。
- 添付書面等記載事項の提供方法が見直されます。
- タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴い、スキャナ保存制度が整備されます。
- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のため、宥恕措置が整備されます。

(1) 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備

● 改正の内容

所得税、法人税または消費税に係る修正申告等について、帳簿等の提出を求められた場合に、その帳簿の記載内容が不十分であったり、提出しなかった場合には過少申告加算税・無申告加算税が加重されます。

(注) 輸入消費税は除きます。

① 対象となる修正申告等

- イ. 修正申告書の提出
- ロ. 期限後申告書の提出
- ハ. 更正
- ニ. 決定

② 加重される場合と加重割合

- イ. 10%加算される場合
 - (イ) 帳簿の提示または提出をしなかった場合
 - (ロ) 提示または提出した帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額もしくは業務に係る収入金額について、**2分の1以上**が記載されていない場合
- ロ. 5%加算される場合
 - (イ) 提示または提出した帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額もしくは業務に係る収入金額について、**3分の1以上**が記載されていない場合（上記イに該当する場合を除く）

(注) 金額が記載されていないことにつき、やむを得ない事情があると認められる場合は、運用上、適切に配慮する措置がとられます。

イ.記載不備 (帳簿の保存(提出)あり)		ロ.不記帳・不保存 (不提示・不提出)	
	年間の所得計算を するには不十分	記載不備の程度が 著しい	
加算なし	5%	10%	

▲
▲
▲

収入の不記載割合が 3分の1以上	収入の不記載割合が 2分の1以上	収入全て不記載 (帳簿なし)
---------------------	---------------------	-------------------

③ 対象となる帳簿

次に掲げる帳簿のうち、売上金額または業務に係る収入金額の記載についての調査のために必要と認められるものをいいます。

- イ. 所得税又は法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳及び総勘定元帳
- ロ. 所得税又は法人税において上記イの青色申告者以外の者が保存しなければならないこととされる帳簿
- ハ. 消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿

④ 適用時期

令和6年1月1日以後に申告期限が到来する国税について適用されます。

(2) 地方税務手続きのデジタル化

● 改正の内容

eLTAX を通じた申告・申請手続きや、電子納付の税目、納税手段が拡大されます。

① eLTAX を通じた申告・申請に係る対象手続の拡大

納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAX を通じて行うことができるようになります。

② eLTAX を通じた電子納付の対象税目の拡大

納税者が地方公共団体に対して行う納税について、全ての税目が eLTAX を通じて納付できるようになります。

③ eLTAX を通じた電子納付に係る納付手段の拡大

eLTAX を通じた電子納付について、スマートフォン決済アプリやクレジットカード等による納付を可能とするため、納税者が、地方税共同機構が指定する機構指定納付受託者（〇〇Pay、クレジット事業者等）に納付の委託を行うことができるようになります。

④ 適用時期

①の改正は、令和4年1月1日から実務的な準備が整ったものから順次対応されます。

②の改正は、令和5年4月1日以後の納付から適用されます。

③の改正は、令和5年4月1日以後に地方税の納付を委託する場合について適用されます。

(3) 個人番号カードを利用した e-Tax の利便性の向上

● 改正の内容

あらかじめ行政手続きにて本人確認が行われた場合に、e-Tax からの申請時に電子署名及び電子証明書の送信（「署名用電子証明書」のパスワード入力）が不要となります。

① 改正前の内容

個人番号カードを利用して e-Tax による申請等を行う場合には、e-Tax ログイン時に「利用者証明書用電子証明書」のパスワードを入力し、申請の際にも、データに電子署名等を付して送信するため、「署名用電子証明書」のパスワードを入力する必要があります。

② 改正内容

個人番号の提供を受ける場合の本人確認が行われた場合には、個人番号カードを利用して e-Tax による申請等を行う際に、「署名用電子証明書」のパスワード入力が不要となります。

③ 適用時期

令和5年1月1日以後に行う申請について適用されます。

(4) 添付書面等記載事項の提供方法の見直し

- 改正の内容

- ① 相続税について、e-Taxによる申告書の添付書面等の提出方法に、光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法が加えられます。
- ② 法人税及び地方法人税の確定申告書等の添付書面等の提出方法から、磁気テープを提出する方法が除外されます。

① 相続税申告での添付書類提出方法の追加・除外

e-Taxによる相続税申告の添付書類の提出について、「イメージデータ (PDF)」に加え、光ディスクまたは磁気ディスクでも提出できるようになります。

なお、磁気テープによる提出は、今回の改正で除外されます。

(注) 光ディスクまたは磁気ディスクとは、CD、DVD、フロッピーディスク、光磁気ディスク (MO) などをいいます。

② 法人税及び地方法人税申告での磁気テープによる添付書類提出の廃止

法人税及び地方税の申告について、添付書類の提出方法から磁気テープでの提出が除外されることとなりました。

なお、磁気テープは現在ほとんど利用されていないため、上記添付書類以外に、支払調書や給与支払報告等の提出方法からも除外されます。

③ 適用時期

令和4年1月1日以後に行う申請について適用されます。

(5) 国によるタイムスタンプ認定制度創設に伴うスキャナ保存制度等の整備

- 改正の内容

国税または地方税関係書類に係るスキャナ保存制度及び電子取引の取引情報の保存制度のタイムスタンプ要件について、一般財団法人日本データ通信協会が認定するタイムスタンプに代わり、総務大臣が認定するタイムスタンプを付すこととなります。

① 適用時期

令和4年1月1日以後に保存が行われる国税または地方税関係書類、電子取引データについて適用されます。

ただし、令和4年1月1日から令和5年7月29日までに保存される書類については、従来どおりの一般財団法人日本データ通信協会が認定するタイムスタンプを付すことも可能です。

(6) 電子取引データの保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備

● 改正の内容

電子取引の取引情報に係る電磁的記録（以下、「電子取引データという」）の保存制度について、電子取引データを保存要件に従って保存できない場合を考慮し、経過措置が講じられます。

① 改正内容

過年度の改正により、令和4年1月1日以後に行う電子取引データの保存については、出力書面等での保存を廃止し、所定の保存要件に従って電子データで保存することが義務付けられました。

しかしながら、対応できない事業者が多数存在するため、やむを得ない事情がある場合には、引き続き出力書面による保存を可能とする措置が講じられました。

② 適用時期

上記の措置は、令和4年1月1日から令和5年12月31日に行う電子取引の取引情報について適用されます。

上記措置が終了する令和6年1月1日からは、電子データでの保存が義務化されます。(出力書面での保存不可)